

あま市空家解体促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある危険な空家の除却を促進し、地域住民の生活環境を保全するため、市内に存する空家を解体しようとする者に対するあま市空家解体促進費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、あま市補助金等交付規則（平成22年あま市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象空家)

第2条 補助の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等（建築物に附属する工作物及びその敷地を除く。）のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に存する1年以上使用されていない空家で、延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、当該空家が長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないものであること。
- (2) 木造であること。
- (3) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅に該当すること。
- (4) 個人が所有する住宅であること。
- (5) 当該空家について、国又は地方公共団体から解体に係る補助等を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (6) 所有権以外の権利が設定されていない空家であること。ただし、当該権利の権利者が当該空家の解体について同意している場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象空家の所有者であること。
- (2) 前号の補助対象空家が共有である場合は、解体について共有者全員の同意を得ていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が解体工事業者に依頼して行う空家の除却工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。）であって、次に掲げる

工事を除いたものとする。

- (1) 空家の一部のみを除却する工事
- (2) 他の制度に基づく補助金等の交付の対象となる工事
- (3) その他市長が適当でないと認める工事
(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（判定申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を申請する前に不良住宅判定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空家の位置図
- (2) 空家の外観写真（複数の方向から撮影されたもので、一方向は正面玄関を含むものとする。）
- (3) 空家の内部写真（腐朽、破損等がある部位が判別できるものとする。）
- (4) 解体について共有者全員の同意を得たことが確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、現地調査を行い、当該空家が不良住宅に該当するか否かを判定するものとする。

3 市長は、前項の規定により判定をしたときは、不良住宅判定結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付申請）

第8条 前条の規定により判定結果が不良住宅に該当するとの通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、空家解体促進費補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空家の使用状況報告書（様式第4号）
- (2) 登記事項証明書又は所有権を確認できる書類
- (3) 工事に要する費用の見積書（施工業者が記名及び押印したものに限る。）
- (4) 施工業者の有する建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく解体工事業の登録に係る通知書の写し
- (5) 不良住宅判定結果通知書の写し
- (6) 市税の未納税額のないことを証明する書類

(7) その他市長が必要と認める書類
(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、空家解体促進費補助金交付決定通知書（様式第5号）
により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付す
ことができる。

3 第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、
その通知があった日以後に工事に着手しなければならない。

(変更承認申請)

第10条 交付決定者は、当該補助金の交付の申請内容を変更しようとする
ときは、空家解体促進費補助金変更承認申請書（様式第6号）に変更の内容が
確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当
と認めるときは、空家解体促進費補助金変更承認通知書（様式第7号）によ
り通知するものとする。

(工事の中止)

第11条 交付決定者は、工事を中止しようとするときは、速やかに空家解体
工事中止届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、工事が完了したときは、完了の日から起算して30
日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の1月末日の
いずれか早い日までに、空家解体促進費補助金実績報告書（様式第9号）に
次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者が記名及び押印したものに限
る。）

(3) 工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内
容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、空家解体促進費補助金確定通
知書（様式第10号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 交付決定者は、前条の規定により通知を受けたときは、通知を受け
た日から起算して10日を経過する日までに、空家解体促進費補助金交付請
求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、交付決定者に補助金を交付
するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 第12条に規定する期日までに完了実績報告書が提出されなかったとき。

(4) この要綱に違反したとき。

(5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させるときは、期限を定めて命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。